

青少年育成支援施策の変遷

青少年行政の調整担当組織等		協議会・審議会の答申、政府における申合せ等
昭和 41 年 総理府に「青少年問題審議会」及び「青少年局」を設置（中央青少年問題協議会及びその事務局を改組） ※ 昭和 41 年に青少年育成国民運動開始（昭和 40 年の閣議報告の中で構想が提起された） 昭和 43 年 「青少年局」を総理府の機関である「青少年対策本部」に改組 昭和 57 年 総理府に非行防止対策推進連絡会議を設置（昭和 57 年の閣議決定「青少年の非行防止対策について」に基づき設置（昭和 59 年までの时限））	<ul style="list-style-type: none"> 当面の青少年対策の重点について（昭和 41 年青少審答申） 青少年健全育成施設の整備について（昭和 42 年青少審意見具申） 青少年の国際交流について（昭和 42 年青少審意見具申） 青少年の余暇活動に関する指導者の養成確保について（昭和 44 年青少審意見具申） 都市化の進展と青少年対策について（昭和 45 年青少審意見具申） 青少年の国際交流の振興方策について（昭和 46 年青少審意見具申） 青少年に関する行政施策の基本的な考え方について（昭和 47 年青少審答申） 青少年と社会参加（昭和 54 年青少審意見具申） 青少年問題に関する提言（昭和 56 年青少審中間答申） 青少年の非行等問題行動への対応（昭和 57 年青少審答申） 青少年の非行防止対策について（昭和 57 年閣議決定） 非行防止対策の推進について（昭和 57 年非行防止対策推進連絡会議申合せ） 	
総理府／青少年対策本部〔青少年局〕・青少年問題審議会		

青少年行政の調整担当組織等	協議会・審議会の答申、政府における申合せ等
<p>昭和 59 年 総務省の設置に伴い、「青少年問題審議会」及び「青少年対策本部」を総理府から総務省へ移管 昭和 59 年 「非行防止対策推進連絡会議」(関係省庁の局長等により構成)の開催を関係省庁で申合せ (昭和 57 年の閣議決定に基づき設置された同名の会議は昭和 59 年までの期限設置だったため)</p> <p>平成元年 「非行防止対策推進連絡会議」に代わるものとして、「青少年対策推進会議」(関係省庁の局長等により構成)の開催を関係省庁で申合せ</p> <p>平成 13 年 中央省庁等改革に伴い、「青少年問題審議会」及び「青少年対策本部」廃止</p> <p>総務省／青少年対策本部・青少年問題審議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現代青少年の実像へのアプローチ (昭和 59 年青少審健全育成部会中間報告) ・ 当面の非行防止対策の推進について (昭和 60 年非行防止対策推進連絡会議申合せ) ・ 最近における「いじめ」等青少年の問題行動に關し当面とするべき措置について (昭和 60 年非行防止対策推進連絡会議申合せ) ・ 21 世紀に向けての青少年の健全育成の在り方 (昭和 61 年青少審意見具申) ・ 当面における無職少年の非行防止対策について (昭和 62 年非行防止対策推進連絡会議申合せ) ・ 総合的な青少年対策の実現をめざして—当面の青少年対策の重点、— (平成元年青少審意見具申) ・ 最近における青少年の非行等問題行動に關し当面とするべき措置について (平成元年非行防止対策推進連絡会議申合せ) ・ 青少年対策推進要綱 (平成元年青少年対策推進会議申合せ) ※ 以後ほぼ 1 年に 1 回改正。平成 11 年に青少年育成推進要綱に名称変更。 ・ 青少年の無気力、引きこもり等の問題動向への基本的な対応方策—活力あふれる青少年の育成を目指して— (平成 3 年青少審答申) ・ 「豊かさとゆとりの時代」に向けての青少年育成の基本的方向—青少年期のボランティア活動の促進に向けて— (平成 6 年青少審意見具申) ・ 「高度情報通信社会」に向けた青少年育成の基本的方向—青少年の社会参加の拡大とその課題— (平成 9 年青少審意見具申) ・ 凶悪・粗暴な非行等問題行動の対策について (平成 9 年青少年対策推進会議申合せ) ・ 「戦後」を超えて—青少年の自立と大人社会の責任— (平成 11 年青少審答申) ・ 少年の凶悪・粗暴な非行等問題行動について当面取るべき措置 (平成 12 年青少年対策推進会議申合せ)

	青少年行政の調整担当組織等	協議会・審議会の答申、政府における申合せ等
内閣府／政策統括官（総合企画調整担当）	<p>平成 13 年 内閣府の設置により、「政策統括官（総合企画調整担当）」が青少年の健全育成に関する事項の総合調整等を担当</p> <p>平成 13 年 「青少年対策推進会議」に代わるものとして、「青少年育成推進会議（関係省庁の局長等により構成）の開催を関係省庁で申合せ</p> <p>平成 15 年 開議決定により内閣に「青少年育成推進本部」を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年育成推進要綱（平成 13 年青少年育成推進会議申合せ） <ul style="list-style-type: none"> ※ 平成 13 年、平成 14 年に一度ずつ改正。 ・ 少年の凶悪・粗暴な非行等問題行動について当面取るべき措置（平成 13 年青少年育成推進会議申合せ） ※ 中央省庁等改革後の新たな体制において申合せし直したもの（平成 12 年のものから実質的な変更なし） <p>・ 青少年を取り巻く環境の整備に関する指針（平成 13 年青少年育成推進会議申合せ）</p> <p>「出会い系サイト」に係る児童買春等の被害から年少者を守るために当面講ずべき措置（平成 14 年青少年育成推進会議申合せ）</p> <p>・ 青少年育成施策大綱（平成 15 年青少年育成推進本部決定）</p> <p>・ 子ども安全・安心加速化プラン～非行や犯罪被害から子どもたちを守るために～（平成 18 年犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年育成推進要綱（平成 13 年青少年育成推進会議申合せ） <ul style="list-style-type: none"> ※ 平成 13 年、平成 14 年に一度ずつ改正。 ・ 少年の凶悪・粗暴な非行等問題行動について当面取るべき措置（平成 13 年青少年育成推進会議申合せ） ※ 中央省庁等改革後の新たな体制において申合せし直したもの（平成 12 年のものから実質的な変更なし） <p>・ 青少年を取り巻く環境の整備に関する指針（平成 13 年青少年育成推進会議申合せ）</p> <p>「出会い系サイト」に係る児童買春等の被害から年少者を守るために当面講ずべき措置（平成 14 年青少年育成推進会議申合せ）</p> <p>・ 青少年育成施策大綱（平成 15 年青少年育成推進本部決定）</p> <p>・ 子ども安全・安心加速化プラン～非行や犯罪被害から子どもたちを守るために～（平成 18 年犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）</p>
内閣府／政策統括官（共生社会政策担当）	<p>平成 16 年 政策統括官の名称を「政策統括官（共生社会政策担当）」に変更</p> <p>平成 21 年 青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境の整備等に関する法律の施行</p> <p>平成 22 年 子ども・若者育成支援推進法の施行同法に基づく「子ども・若者育成支援推進本部」を内閣府に設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年育成施策大綱（平成 20 年青少年育成推進本部決定） ・ 青少年インターネット環境整備基本計画（平成 21 年インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定） ・ 子ども・若者育成支援施策大綱（平成 22 年子ども・若者育成支援推進本部決定 「子ども・若者ビジョン」） ・ 児童ポルノ排除総合対策（平成 22 年犯罪対策閣僚会議決定） ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 2 次）（平成 24 年子ども・若者育成支援推進本部決定） ・ 第二次児童ポルノ排除総合対策（平成 25 年犯罪対策閣僚会議決定） <p>※ 本部長：内閣総理大臣 副本部長：内閣官房長官 内閣府特命担当大臣（青少年育成）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年育成施策大綱（平成 20 年青少年育成推進本部決定） ・ 青少年インターネット環境整備基本計画（平成 21 年インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定） ・ 子ども・若者育成支援施策大綱（平成 22 年子ども・若者育成支援推進本部決定 「子ども・若者ビジョン」） ・ 児童ポルノ排除総合対策（平成 22 年犯罪対策閣僚会議決定） ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基基本的な計画（第 2 次）（平成 24 年子ども・若者育成支援推進本部決定） ・ 第二次児童ポルノ排除総合対策（平成 25 年犯罪対策閣僚会議決定）

子ども・若者育成支援推進経費の事項別推移

青少年インターネット環境整備法に基づく基本計画(第1次:平成21年、第2次:平成24年)、子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱(「子ども・若者ビジョン」)(平成22年)を踏まえ、事業内容の不斷の見直しを行つているところ。(例:子ども・若者ビジョンに伴う平成22年の「困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」事項の拡充)



■すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する (社会形成・社会参加支援)

- 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
(ニート、ひきこもり、不登校、非行・犯罪、被害防止・保護)

- 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する
(多様な主体による取組の推進、地域における多様な担い手の育成、インターネットなどの有害環境への対応)

■今後の施策の推進体制等 (実態等の把握、知見の集積と共有、広報啓発等)

注) 1 レビューシートの「重複排除欄」に記載の、主として「青年国際交流経費」の担当が実施する事業は除く。

2 事項は、子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱(「子ども・若者ビジョン」)の事項に基づき整理している。

3 複数の事項に該当する施策、事業の予算額については、主となるいすれか一つの事項に計上した。

4 平成21年度については、子ども・若者ビジョンの施行前であるが、同ビジョンの事項に照らして整理している。

内閣府が把握する子ども・若者支援地域協議会設置状況

(平成26年4月3日現在)

○都道府県：23

北海道、青森県、山形県、福島県、群馬県、千葉県、東京都、山梨県、長野県、
静岡県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、愛媛県、佐賀県、長崎
県、熊本県、宮崎県、大分県、鹿児島県、沖縄県

○政令指定都市：12

北海道札幌市、千葉県千葉市、神奈川県横浜市、神奈川県相模原市、新潟県新
潟市、静岡県静岡市、静岡県浜松市、愛知県名古屋市、京都府京都市、大阪府
堺市、福岡県北九州市、福岡県福岡市

○中核市：2 青森県青森市、愛知県豊橋市

○特例市：2 愛知県春日井市、愛知県一宮市

○特別区：2 東京都港区、東京都新宿区

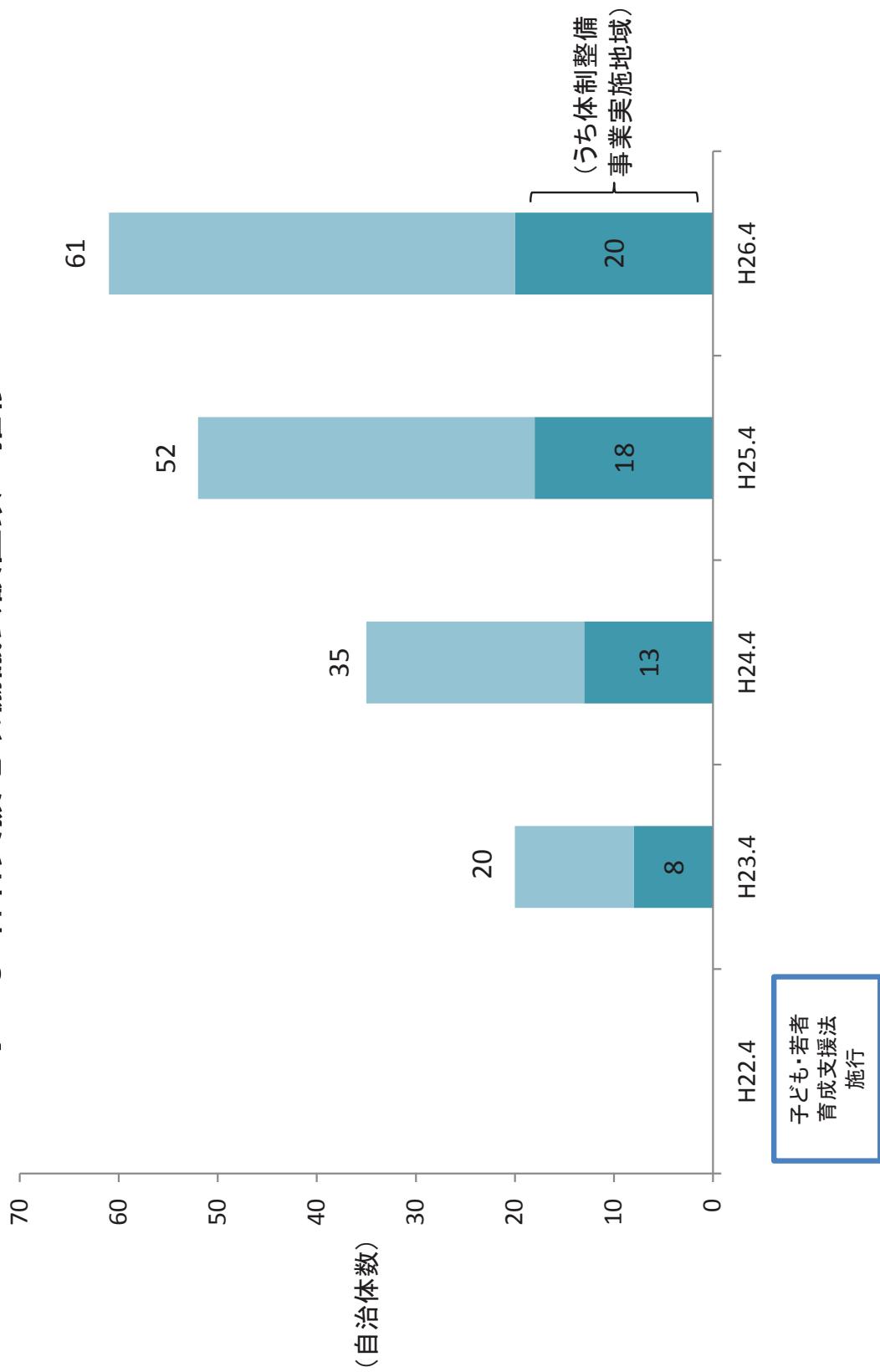
○その他の市町村：20

新潟県三条市、新潟県妙高市、新潟県南魚沼市、福井県若狭町、東京都立川市、
静岡県島田市、静岡県焼津市、静岡県富士市、愛知県蒲郡市、愛知県北名古屋
市、滋賀県高島市、兵庫県神河町、奈良県葛城市、奈良県天理市、島根県出雲
市、島根県浜田市、島根県美郷町、岡山県勝央町、山口県萩市、徳島県上板町

合計 61

(うちモデル事業指定地域は20 地域)

子ども・若者支援地域協議会設置数の推移



子ども・若者支援地域協議会における支援の例

①愛知県豊橋市

1 概要

豊橋市では、平成22（2010）年11月「豊橋市子ども・若者支援地域協議会」を、平成23（2011）年4月には「豊橋市子ども・若者総合相談窓口」を設置し、社会的困難を抱える子ども・若者に対して総合的・包括的な支援を実施している。総合相談窓口には、不登校やひきこもり、発達障害など年間100件を超える様々な相談が寄せられ、多くの支援機関の協力のもと、その支援にあたっている。

<豊橋市子ども・若者総合相談窓口>



(1) 関係支援機関との「顔と顔が見える関係づくり」

子ども・若者支援に関わる様々な分野の関係支援機関との連携関係を構築することを目的として「支援機関フォーラム」を開催している。“ざくばらんな情報交換会”を通して、「顔と顔が見える関係」をコンセプトとした関係支援機関相互の連携が構築されている。

<支援機関フォーラム>



(2) ユースアドバイザーの活用による地域との連携

市民の中に子ども・若者への理解者を増やすことを目的として、市民向けに「ユースアドバイザー養成講習会」を開催している。その修了者は、「豊橋市ユースアドバイザー」として委嘱され、社会的困難を抱える地域の子ども・若者の総合相談窓口への誘導や地域における見守りなど、支援の一役を担っている。

(3) 近隣市町村との広域的な連携構築

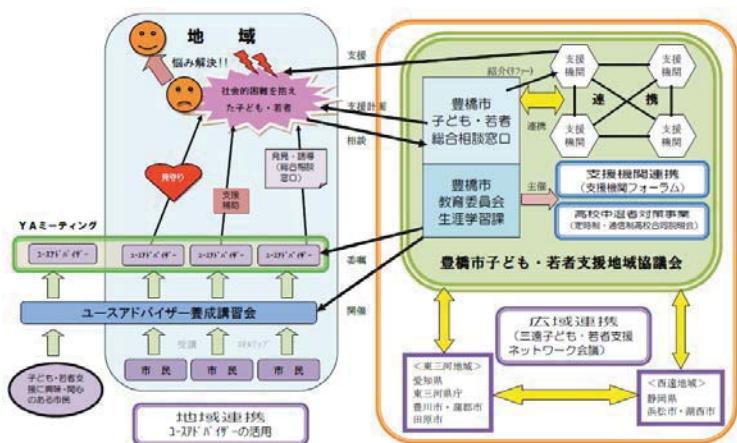
高校生・大学生のように市域を越えて通勤・通学する子ども・若者への支援を充実させるため、豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市・浜松市・湖西市と愛知県・静岡県を構成

団体とした「三遠子ども・若者支援ネットワーク会議」を設立した。子ども・若者支援についての情報交換や支援機関情報の共有、相談員のスキルアップなどを目的として、さらなる連携を深めていく予定である。

2 効果

総合相談窓口が市民に周知されてきたため、多種多様な子ども・若者に係る相談が寄せられるようになった。そして、地域協議会の取組を通じ、多くの関係支援機関との連携関係が構築されたため、多種多様な相談に対しても、その支援が可能な体制が整備されつつある。実際に、ユースアドバイザーからの誘導により、不登校生徒が総合相談窓口へ相談を寄せ、民間団体の支援を受け復学したケースや、家庭問題に悩む親子に対し、本人だけでなく家族も含めた支援により解決したケースなど、成功事例が多く生まれている。

<愛知県豊橋市における子ども・若者支援（イメージ図）>



②新潟県南魚沼市

1 概要

南魚沼市では、不登校、ニート、ひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（0歳から39歳）に対して、途切れのない支援を行うため、平成23（2011）年4月から教育委員会に子ども・若者育成支援センターを設置し、相談業務を中心に支援を開始した。また、平成24（2012）年4月から子ども・若者育成支援センターを調整機関とした南魚沼市子ども・若者支援地域協議会を設立し、地域ネットワークを形成して総合的な支援を実施している。



2 子ども・若者育成支援センターについて

（1）相談業務

・子ども支援（不登校・いじめ・問題行動）

市内の小学校・中学校に在籍する子どもやその家族を対象に、集団生活への適応、学校への復帰を支援。

・若者支援（ニート・ひきこもり）

市内に在住する39歳までの若者を対象に、ニート・ひきこもりからの回復と社会参加を支援。

（2）家庭教育支援の輪を広げる情報発信

市内の小学校を活動拠点とする「だんぼの部屋」を開設し、講座の開催、求めに応じて家庭を訪問して支援情報の提供や相談対応などの実施。

（3）ユニバーサルデザイン支援事業

就学前の児童と保護者を支援するため、保育園などの巡回訪問相談を行い、早期発見、早期支援と就学先への継続支援の実施。（平成26（2014）年度は他機関で実施予定）



3 子ども・若者支援地域協議会について

上記センターが調整機関となり、協議会へのリファー機能を有することにより、年齢の区分けなく、さらには、家族も対象とした途切れのない地域ネットワークによる総合的な支援を実施している。

また、協議会の運営にあたっては、連携の取りやすい関係をつくりネットワークを活用した支援が実施できるようにするため、平成25年度に内閣府の「子ども・若者支援地域協議会の設置・運営モデル事業」のスーパーバイズ事業に参加した。

反映状況票

(単位：百万円)

所管	事業案名	調査区分	取りまとめ財務局名	25年度予算	26年度政府案	増▲減額	反映額
内閣府	(4) 子ども・若者支援地域協議会体制整備事業	財務局	近畿財務局	105	98	▲7	▲10
事業案の概要 都道府県・市町村青少年担当部局等を調整機関として、「子ども・若者支援地域協議会」「（子ども・若者育成支援協議会）」「（協議会）」といふ。以下「協議会」という。）において社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を関係機関・団体等が緊密に連携して、総合的に支援する「子ども・若者支援地域協議会の設置・運営モデル事業」（以下「モデル事業」という。）を実施することにより効果的な自立支援の在り方を検討し、得られた成果を全国に普及させるとともに、ニートやひきこもり等に対するアウトリーチ（訪問支援）の手法を身に付けるための研修を実施して、地域における体制を整備し、困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的に推進するものである。							

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- モデル事業については、協議会の設置が進んでいない現状も踏まえ、協議会の設置を促進するため、地方の実態に応じた効果的・効率的取組みを検討するべきである。
- アウトリーチ研修については、経費面で効率化が図られていない事例がみられたことから、経費を効率的に使用できるよう基準の見直し等をしたうえで、研修体系の見直しを図るべきである。

反映の内容等

- モデル事業については、協議会の設置を促進するため、協議会未設置自治体が、地方の実態に応じて、段階的に協議会の設置に取り組めるよう支援する「地域協議会設置促進事業」に改編することとした。
- アウトリーチ研修については、経費を効率的に使用できるよう研修期間、研修者の宿泊費等の基準を見直したうえで、研修体系について、アウトリーチ（訪問支援）の専門的な知識・技能や支援を行う上で必要な連携手法を習得することにより、地域の社会資源相互の連携強化に寄与するものに見直すこととした。

子ども・若者育成支援推進点検・評価会議の開催について

平成 23 年 7 月 22 日
子ども・若者育成支援推進本部長決定

1 趣旨

子ども・若者ビジョン(平成 22 年 7 月 23 日子ども・若者育成支援推進本部決定)の実施を推進するとともに、同ビジョンに基づく施策の実施状況について点検・評価等を行うため、子ども・若者育成支援推進点検・評価会議(以下、「会議」という。)を開催する。

2 構成

- (1)会議の構成員は、本部長が別に指名する。
- (2)会議には、構成員の互選により、座長を置く。
- (3)座長は、会議の議事を整理する。
- (4)座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- (5)座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (6)会議は、必要に応じ、部会を開催することができる。

3 議事要旨

座長は、会議の終了後、速やかに、会議の議事要旨を作成し、これを公開する。

4 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、内閣府特命担当大臣(青少年育成)が別に定める。

子ども・若者育成支援推進点検・評価会議 構成員

平成 26 年 5 月 1 日現在

相原 佳子	弁護士
明石 伸子	特定非営利活動法人日本マナー・プロトコール協会理事長
今村 久美	特定非営利活動法人NPOカタリバ代表
植山 起佐子	臨床心理士コラボオフィス目黒 臨床心理士
奥山 真紀子	国立成育医療研究センターこころの診療部長
○川邊 譲	駿河台大学心理学部教授
古賀 正義	中央大学文学部教授
定本 ゆきこ	京都少年鑑別所 精神科医
嶋崎 政男	神田外語大学教授（元立川市立立川第一中学校長）
高塚 雄介	明星大学大学院人文学研究科長
谷口 仁史	特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス代表理事
花井 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
原田 謙介	特定非営利活動法人 YouthCreate 代表
福田 里香	パナソニック株式会社ブランドコミュニケーション本部CSR・社会文化グループマネージャー
松原 康雄	明治学院大学社会学部教授
◎宮本 みち子	放送大学教養学部教授

(敬称略五十音順)

◎：座長 ○：座長代理

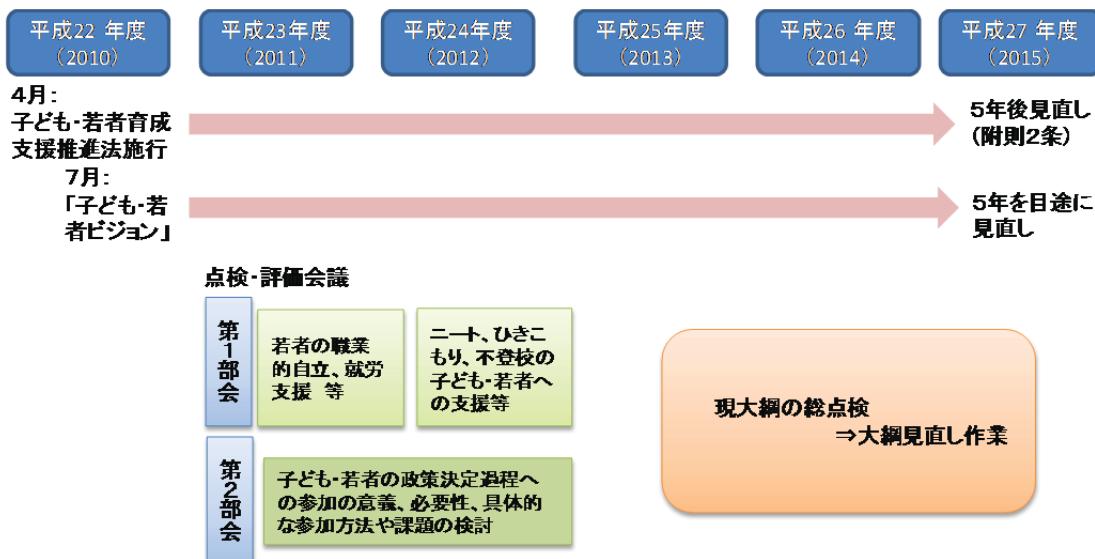
子ども・若者育成支援推進点検・評価会議の現在の審議状況

1. 審議事項

- 子ども・若者育成支援推進大綱（「子ども・若者ビジョン」）に基づく施策の実施状況の総点検を行う

現行法の下では、平成27年度に、①法の5年後見直し、②大綱の5年後見直しが予定されている。このため、平成26年度には新たな大綱の検討を開始することが想定される。

現大綱の総点検を行い現状の進捗や課題を確認することにより、新たな大綱の検討に資する。



2. 運営

- 大綱の3つの柱立てである、
 - ・「すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する」
 - ・「困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」
 - ・「子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する」
- のそれぞれについて、

- ①関係府省から、大綱策定後の現在までの取組（関係データの推移含む。）、進捗に係る自己評価、課題、今後の方向性などについて資料提出を受けるとともに、主な府省からヒアリング
- ②構成員から、専門分野における取組などを踏まえ、進捗状況の評価、課題、今後の方向性などについてプレゼンテーション（各構成員が希望する会合で行う。複数の会合で行うこと也可。）

を行った上で、意見交換を行い、大綱の進捗状況や課題・今後の方向性について審議